

公 示 送 達

送達を受けるべき者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れないので、特定商取引に関する法律第66条の5第1項の規定により、次のとおり公示します。

なお、送達すべき書類は長崎県県民生活環境部食品安全・消費生活課において保管しており、送達を受けるべき者にいつでも交付するので申し出てください。

令和8年8月24日

長崎県知事 平 田 研



記

1 送達を受けるべき者の氏名又は名称
エザキ塗装こと江崎保之

2 送達する書類の名称
業務停止命令通知書
指示処分通知書

(注意)

上記の書類を受領しないときは、特定商取引に関する法律第66条の5第3項の規定により、この公示を開始した日から起算して2週間を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。